

ASA 2006/11/30 (14)



ある。

改正案には、①貸金業者の純資産額を現行の500万円から5千万円以上に引き上げる②貸金業協会などに事実上、強制加入させる――などが盛り込まれた。

改正案には、①貸金業者の純資産額を現行の500万円から5千万円以上に引き上げる②貸金業協会などに事実上、強制加入させる――などが盛り込まれた。

え、多重債務者向けの再生融資はまず期待できない。NPOバンクはそうしたニーズに応えようと最近、全国で設立され始めた。私の調査では、14団体、総融資額は年50億円前後に上る。その多くが、1万円から約10万円を市民から集め、金利1〜5%前後で融資し

本解決には、29・2%の灰色金利をなくすだけでは十分ではない。累積した借金を整理し、「借りてまで消費する」という個人の生活行動を改めさせるにも、指導も必要だ。NPOバンクは、そんな再生活動と一体になり資金供給している。米国や英国では、地域ニ

貸金業規制法改正案は今臨時国会で成立の見通しだが、重大な「欠陥」を抱えたままだ。多重債務者の救済や悪徳業者

◆貸金業法改正 NPOバンクは適用除外を

を締め出すための規定が、

多重債務者の

救済などに寄与しているNPOバンクも、締め出す可能性が大きいからだ。

これでは、法改正の趣旨を損なうばかりか、社会的な損失でもある。与野党間で政治救済の方向も出ているが、高利の営利業者と低利の非営利活動を峻別するためにも、NPOバンクは適用除外を明確にすべきで

利資金で支える仕組みだ。実体は、「NPOを支えるNPO」とも言える非営利組織だが、金融庁が認可した「銀行」ではなく、貸金業登録している貸金業者として扱われているので、貸金業規制法が一律に適用されるというわけだ。

一般的銀行は、NPOや住民活動への融資を渋る。え、多重債務者向けの再生融資はまず期待できない。NPOバンクはそうしたニーズに応えようと最近、全国で設立され始めた。私の調査では、14団体、総融資額は年50億円前後に上る。その多くが、1万円から約10万円を市民から集め、金利1〜5%前後で融資し

ている。担保も相談料もとらず、収益も度外視するの。今回の負担増を賄えるところは少ない。このままでは、大半のバンクは廃業に追い込まれかねない。市民がバンクを運営しなくても、銀行が行政が多重債務問題などを解決できるのであれば、別問題だ。だが、多重債務問題の抜

1スに応じた市民の自発的な金融活動をコミュニティ開発金融機関(CDFI)と呼び、政府は規制で締め出すどころか、補助金や税優遇で支援している。というのも、多重債務者の再生には、地域の事情に精通した市民自らの支援が欠かせない。適切なお金の借り方を返し方を身につけ

49年生まれ。著書に「金融で解く地球環境」など。

投稿は、〒104-8001 朝日新聞企画報道部「私の視点」siten@asahi.comへ。本社電子メディアにも収録します。